

初診時選定療養費の改定について

当院は、地域の病院・診療所からの紹介を受け、高度で専門的な医療を必要とする患者さまの治療を行うことを役割とした「地域医療支援病院」です。

当院は、国の推進する制度に積極的に取り組み、質の高い安全な医療の提供と地域医療の充実に貢献し、当院の役割を果たすため、かかりつけ医との連携を一層密にすることを目的として、下記のとおり初診時「選定療養費」の料金改定をさせていただきますことになりました。何とぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

つきましては、是非「かかりつけ医」をお持ちいただき、紹介状を持って当院で受診していただきますようお願いいたします。

○「地域医療支援病院」とは

病院と診療所の機能分担の推進を図るため、紹介患者さまへの医療の提供や地域の診療所等（かかりつけ医）との連携を行うことにより、効果的な地域医療を推進することを目的としています。

○初診に関する「選定療養費」とは

200床以上の病院で、初診時に紹介状を持たずに受診される場合に、初診料とは別にご負担いただく保険外併用療養費のことです。（医科、歯科は別扱いとなります）

また、以前受診歴はあるが治療が継続していない場合には、ご負担が必要となります。

記

料 金 : 3,150円（税込）⇒ **5,000円（税別）**
実施日 : 平成26年2月1日から

電 話 : 075-561-1121（代表）
担 当 : 医事2課（内線3600・3601）

京都第一赤十字病院